

福岡県宮若市(旧若宮町)における産業廃棄物不法投棄事案について

事案の概要

・事案の経緯

昭和52年から中間処理業を行っていた事業者が昭和54年頃から平成2年まで廃油入りのドラム缶等を大量に放置した。県が平成2年8月にドラム缶等の撤去等を行ったが、その後、他業者による中間処理施設設置の動き等の中で県が平成15年度に調査を行ったところ、地中に大量のドラム缶、廃タイヤ等が埋立られており、環境基準を超えるVOC等が検出された。

・支障等

①VOC等による土壤汚染②①を原因とする地下水汚染による飲料用の井戸への水質汚染のおそれ



<処分場概要>

投棄量：約 3千m³

対策工の概要

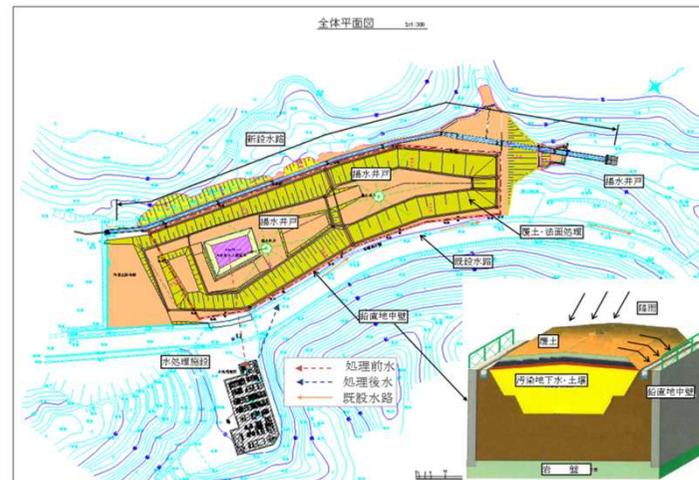
事業主体：福岡県

① 揚水処理、全周地中壁

流入する地下水を制限し、水処理の効果を高める。また汚水の拡散防止ともなる。

② 廃棄物、汚染土壌撤去

廃油等が入ったドラム缶等を適切に処理する。また、汚染土壌についても必要な量を撤去する。



行政対応・責任追及

・行政対応

本事案に係る検証では、体制の不備、関係機関との連携不足、法制度のあり方等が挙げられる。これに対して、県として、監視指導の専管課の設置、職員資質向上、マニュアル策定等を実施し、再発防止策を行っているところ。

・責任追及

原因者に対しては措置命令を発出している。引き続き原因者や排出事業者に対して費用の求償を実施する。

スケジュール・費用

	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
①揚水処理等			→								
②廃棄物撤去等			→								
事業当初	平成21年度～平成24年度						約12億円				

**平成24年度
事業完了**